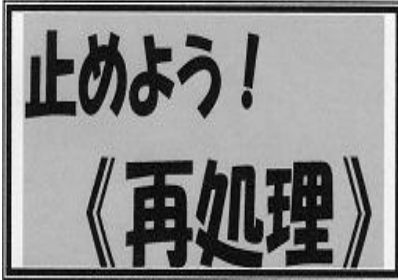


三陸の海を放射能から守る  
**岩手の会** (略称) 三陸の海・岩手の会  
郵便振替 02240-5-102650  
ホームページ《再処理 / 岩手の環境》  
<http://sanriku.my.cocacn.jp/>  
《本紙の全バックナンバー掲載》



《天恵の海》  
2021(令和 3年)  
7月 22日  
第 219号  
編集事務局 S.Oshida  
TEL・FAX 019-623-1636

# 六ヶ所再処理工場の プルトニウム・ウラン回収技術 破綻 高レベル廃液のガラス固化技術も 破綻

福島みずほ参議院議員の質問主意書への  
政府答弁書から見えてきたもの



第二〇四回国会質問主意書・答弁書一覧・参議院  
(sangihin.go.jp)

質問主意書と答弁書全文は  
インターネット「参議院」の  
「質問主意書一覧」で見ること  
が出来ます。

当会ホームページ「再処理・  
岩手の環境」にも、会としての  
分析やコメントを載せました。  
「会報題字」左に URL

今次二〇四国会で、本会は、福島みずほ参議院議員との協働により、「再処理工場の重大事故回避のための質問」を二回にわたり提出し政府答弁書を得ました。この二回の答弁書と昨秋行った日本原燃への質問と回答などから、六ヶ所再処理工場のプルトニウム、ウラン回収技術の破綻、そして高レベル放射性廃液のガラス固化技術も破綻していることが見えて来ました。これは事実として、工場全体の技術が未完成なものであることを明らかにするものです。今年国会での二回にわたる質問主意書提出と、政府答弁書の要点をコメントを加え、報告します。

アクティーフ試験失敗  
国は合格させるために  
関連法の改悪をしていた!

二〇四国会参賛第一八号  
六ヶ所再処理工場高レベル  
放射性廃液のガラス  
固化技術に関する  
二月一七日提出  
政府答弁書  
三月二日に菅首相答弁書

高レベル廃液、蒸発  
乾固で収束するとは認  
識しない。しかし、国  
は乾固後を審査せ  
ず。??

【質問1-2】新規  
制基準適合審査書に、重  
大事故として「冷却機能  
喪失による蒸発乾固」に  
ついて、原子力規制委員  
会資料によれば「高レベ  
ル廃液の冷却機能が喪  
失した場合の、廃液の沸  
騰により水分が無くな  
り最終的に溶質が乾燥・  
固化に至るまでの現象」  
としているが、乾固後、  
含有核種の自己崩壊熱  
により溶融し、揮発し、  
さらには硝酸塩爆発に  
至り、環境への放射性物  
質拡散という重大事態  
が想定され、審査される

べきではないのか。政府  
の見解をお聞きしたい。  
〈答弁〉 乾固して事故  
が収束するとは認識し  
ていないが、蒸発乾固に  
ついては原子炉等規制  
法・再処理指定基準規  
則の解釈に基づき日本  
原燃の提出した変更許  
可申請を審査した。その  
結果沸騰を未然に防止  
し、沸騰が始まろうとし  
ても、廃液温度を低下さ  
せる有効な機能が働く、  
と規制委員会として判  
断した。したがって「蒸  
発乾固後の揮発や爆発」  
の対策については対象  
としない。

【コメント】  
「蒸発乾固で収束する  
とは考えていない」と回  
答。ではなぜその後を審  
査せずに済ませたのか?

廃液貯槽の乾固溶融時  
の臨界の可能性を審査  
せずとした経緯は?

【質問1-3】 廃液に  
プルトニウムが取り残さ  
れている場合、乾固後の  
溶融時の形状では臨界を  
越え事故が起きる可能性  
がある。その審査はなさ  
れたのか?  
〈答弁〉蒸発乾固や放射

線分解により発生する水素の爆発を仮定としても臨界が連鎖して発生しないことを二〇一九年九月の新基準審査会合等で確認している。

### 【コメント】

質問で該当審査会を確認したが不明

原子炉等規制法や再処理規則はどのような経過で改定されたのか？

### 【質問二】

従来の原子炉等規制法第四六条（使用前検査）には「及び性能について経産大臣の検査を受け、これに合格しなければ再処理施設は使用してはならない」とあり、これを受けた再処理規則

第六条には（性能の技術基準）として七項目が明記されていた。ところが二〇一二年に原子炉等規制法が改正され規則の（性能の技術基準七項目）が削除され、二〇一七年に同法第四六条（使用前検査）も「使用前事業者検査」に変更された。七項目の技術基準はどう担保されるのか？

### 【答弁】

性能の技術基準について安全に必要な事項は「再処理施設の技

術水準に関する規則（二〇二〇年原子力規制委員会規則九号）に規定されている。又二〇二〇年の原子炉等規制法改正による「使用前事業者検査」への改正は「安全確保の第一義的責任は事業者にある」とすることであり、その後規制委員会の確認を受けなければ、事業者は再処理施設を使用してはならないとしている。

### 【コメント】

回答の規則には七項目は担保されておらず、プルトニウム、ウランの回収率は規則に担保該当なしとの回答があった。これで完全に削除していたことが分かった。

### 重大事故の第一義的責任は事業者にありとの答弁。超危険な国策施設を許可した国の責任が第一ではないのか。

【質問三の二】再処理工場の重大事故に、監督官庁の原子力規制委員会はそのような責任を取るのか。

【答弁】第一義的責任は事業者にあるが政府として原子力災害特別処置法等に基づき必要な処置

を講ずる。

### 【質問三の二】重大事故を防ぐための決意を聞きたい。

【答弁】最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしつつ、再処理施設に必要な基準を設定し適合審査を進める。

### 【コメント】

国が率先して進めてきたプルトニウム製造施設が再処理工場である。このような特殊な超危険施設を許可した第一義的責任は国にある。

## 二〇四国会参議院第八四号 マイナスイオン発生装置 政府答弁書

六月七日提出  
六月一八日菅首相答弁書

### 政府答弁書

廃液が含有する核種とその量の公表は事業者が判断すべきこと？

### 【質問一の一】二〇一三年の川田龍平議員の質問

主意書などで東海工場廃液の二五核種と六ヶ所工場の七核種のみが公開された。全て公開されるべきだ。

【答弁】公表の要否に

ついては再処理事業者が個別に判断すべきことである。

### 【コメント】

重大事故があれば国民へ甚大な被害を与える。国が責任を持ち国民の為に情報公開すべきだ。

ウランとプルトニウムの回収率は商業秘密だ？技術基準から回収率が削除された理由を答えず！

### 【質問二】

回収報告は全使用済み核燃料再処理量のごく一部の、巧く行った場合のデータではないか？処理した全使用済み燃料の回収率を計算根拠とともに示されたい。

### 【答弁】

ウラン・プルトニウムの回収率については企業の商業秘密に関することでお答えできない。【質問三】二〇一二年改正の「技術基準に関する規則」から「回収率」が外されたのは何故か？

### 【コメント】

回収率が外された理由について答えていない。

ガラス溶融炉の検査は国ではなく、日本原燃の使用済み事業者検査で行う

### 【質問四の一・二】

アクティブ試験終了前にガラス溶融炉の使用前検査を行う計画であったはずであるがなぜ使用前検査を行わず「報告書」が提出されたのか。A系ガラス固化アクティブ試験終了後約八年経過したが「実廃液を使用した使用前検査」を行うことが必要と思うが見解を問う

【答弁】お尋ねの「終了報告書」は「ガラス固化試験結果等に関する報告」と考えられる。「実廃液を使用した動作確認」を含む試験として、日本原燃の「使用前事業者検査」の実施方針等について委員会として適切に確認する。

### 【コメント】

最も重要な高レベル廃液のガラス固化試験を、事業者の日本原燃にさせ、国は確認するという無責任な審査を行おうとしている。高放射線下のガラス固化試験を国が立ち会わずに行ってはならない。

ガラス固化の成否は答えず、英仏方式変更は事業者の判断！それ以外の

### 【質問六・七】

ガラス固化体の製造本数と廃液

閉込率が計画を達成していない。失敗したのではないのか？ガラス固化体製造のトラブルの原因は白金族元素だけでなく比重の重いウランやプルトニウムなど超ウラン元素が含まれているからではないか？

【答弁】「ガラス固化は失敗」「ガラス固化の成否」について、お答えすることは困難である。

【質問八】東海再処理工場以来研究が続けられてきた日本のLFCM方式（通電ジュール発熱）のガラス固化技術はトラブル続きで、高レベル放射性廃液は溜まったままで危険が増してゆく。英仏のAVM方式（高周波加熱）に早急に切り替えて高レベル廃液を一旦ガラス固化し安全を測るべきではないか？

### 【答弁】

まずは事業者が判断すべきである。

### 【コメント】

ガラス固化日本方式は白金族問題が解決できず現在まで来ている。何時までも、高レベル廃液の潜在するリスクを国民に負わせるのか。もう限度であろう。英仏方式に切り替え廃液を固化安定化し、再処理から撤退することが求められる。